

傍 聴 要 領

奈良県職業能力開発審議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開始10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局職員の指示に従って入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、もしくは、会議開始10分前に受付を終了します。
- (3) 傍聴の定員は、原則として5名とします。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関が行うテレビの撮影及び写真撮影は、会議の冒頭（審議が始まるまで）とします。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。また、審議会会長及び事務局職員の指示に従うこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。